

問 I-4-(1)-① 農業経営者より、「国による需要見通し等の需給に関する情報提供」について、農協が全農に販売している数量がそのまま需要数量になっており、全農が販売できずに在庫として抱えているものも含まれているため、実態の需要とは異なった情報が提供されているとの指摘があるが、見解を伺いたい。

(答)

1. 需要実績は、新米の出回る前の6月末在庫を起点とし、国内の生産量と在庫の増減により、前年7月から当年6月までの1年間の期間をもって算出することを基本としている。

2. 具体的な算出に当たっては、民間流通米の需要実績と政府備蓄米の需要実績をそれぞれ以下のとおり算出し、これらを合算することとしている。

① 17年7月～18年6月の民間流通米の需要実績

＝17年産米生産量－在庫増減（18年6月末在庫－17年6月末在庫）

※1 生産量は、統計部公表の水稲収穫量から加工用米数量及び政府買入数量を控除した数量

※2 6月末在庫は、生産者及び玄米取扱数量年間500トン以上の届出事業者（JA等出荷業者及び米販売業者）の在庫数量

② 17年7月～18年6月の政府米の需要実績

＝17年7月から18年6月までの主食用の販売数量

③ 需要実績＝①＋②

3. このように、需要実績は国内で生産された米穀のうち在庫となっていないもの（消費されたもの）の数量を算出しており、「全農が販売できずに在庫として抱えているものも含まれている」という指摘は全くの事実誤認である。

問Ⅰ-4-(1)-② 農業経営者より、「方針作成者自らが目標生産数量を決定」、「地域協議会は方針作成者間の調整を支援」とされていることについて、実態は全く異なるとの指摘が多くある。具体的には、自ら目標生産数量を決めることはできない、方針作成者間の調整は全くされていない、従来どおり地域の農業者が同じ比率で生産調整を行っている、など本来の趣旨とかけ離れた運用がなされているという指摘であるが、見解を伺いたい。

(答)

1. 現行の需給調整システムでは、方針作成者が、地域協議会から提供される需要量に関する情報及び自らの販売戦略等を踏まえ、自らの生産数量目標を決定し、地域協議会は個々の方針作成者の需要量に関する情報を提供することにより、方針作成者による生産数量目標の決定・配分を支援することとしている。

しかしながら、一部の地域では、「幹事会も含めて地域協議会等の一部構成員によって生産数量目標の配分の一般ルール等が決定される」等の指摘があったことから、「平成19年産以降における米の需給調整システムの適切な実施のための取組強化について」（平成19年5月22日付け19総食第178号農林水産省総合食料局長通知）を発出し、透明性及び公平性が確保された議決方法の下で、地域協議会の構成員である市町村、農業者団体、全ての方針作成者等による実質的な議論を経た上での決定となるよう、地域協議会等の適切な運営について指導しているところであり、引き続き指導を徹底して参りたい。

2. また、方針作成者間の調整については、地域協議会による検討・助言等を通じて活発化するよう指導してきたところである。方針作成者間の調整は、双方の合意の下で進められるものであるが、現場からの聞き取りによれば、多くの場合、調整を望む者の意向を反映した結果が得られていない状況にある。引き続き、需給調整の突効性を確保していく観点から、方針作成者間の調整が活発に行われるよう指導して参りたい。

3. さらに、19年産米の方針作成者から方針参加農業者への配分の一般ルールの設定要素については、一律配分が61%と18年産(66%)と比べ5%減少したものの、依然として全協議会の過半を占めている状況にあることから、引き続き需要に応じた配分が行われるよう指導して参りたい。

問 I-4-(1)-③ このような実態を受け、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」を実現することが可能と考えているか、見解を伺いたい。

(答)

1. 現在の需給調整システムにおいては、国等から提供された需要量に関する情報等に基づいて方針作成者が生産数量目標を決定するとともに、方針作成者間で生産目標数量を調整する仕組みとしているところであり、引き続き「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて取組みを推進して参りたい。
2. なお、「米づくりの本来あるべき姿」の実現への道筋をより確実なものとするため、本年10月から「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会を開催しているところであり、関係者からのヒアリングを行いつつ、丁寧に検討を進めて参りたい。

問 I-4-(2) 市場動向を踏まえて機敏に事業の展開・転換を図ることが経営であると考えられる。実際に、生産調整に参加せずにマーケットや消費者の支持を受けて販売の増進を図っている農業経営者がいる一方、生産調整に参加し補助を得ながらも販売不振に陥っている農業者もいる。これらを踏まえ、マーケットや消費者のニーズや動向に機敏に対応する農業経営者の育成を図る観点から、今後の生産調整の在り方についてどのように考えているか、見解を伺いたい。

(答)

1. 生産調整については、米政策改革大綱（平成14年12月）の中で、「経営判断等の基礎となる需給・価格情報を踏まえ、農業者や産地が自らの判断により適量の米生産を行う等、主体的に需給調整が実施されていること」が本来あるべき姿とされているところである。
2. 米政策改革は、19年産から第2ステージに移行し、生産調整についても、農業者・農業者団体が主体的に取り組むシステムに移行したところである。
3. なお、本年10月からは、「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会」における議論を開始したところであり、将来展望のある米システム・水田農業を確立するための具体的方策について検討していくこととしている。

I 4. 米の生産調整について

(4) 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（農業用機械施設等の導入に対する補助事業）による補助を受ける場合、市町村ごとにある担い手育成推進協議会の認定を受けることとなっているとの指摘がある。しかし、担い手育成推進協議会の審査においては、生産調整への参加者であることが要件となっており、マーケットや消費者のニーズや動向に機敏に対応する農業経営者が当事業を利用できないという状況になっているとの指摘もあるが、見解を伺いたい。

(答)

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業は、地域担い手育成総合支援協議会が事業実施主体となり、担い手等地域の関係者の合意を得て、地域農業の構造改革の目標及び補助事業の内容等を取りまとめた「地域構造改革プロジェクト整備計画」を策定し、担い手の農業用機械施設等の整備を助成する仕組みとなっており、事業として生産調整の参加者であることを要件とはしていない。

#### I 4 . 米の生産調整について

(5) 担い手とは、本来、マーケットや消費者のための農業の担い手であって、生産調整に参加するか否かで担い手を選別するべきではないと考えるが、見解を伺いたい。

(3) 認定農業者の認定において生産調整を加味することが要件となっており、また、品目横断的経営安定対策の担い手要件の中にも、生産調整への参加が要件となっているが、これを要件とすることは、マーケットや消費者のニーズに機敏に対応する農業経営者が担い手から排除されるという結果になることも考えられる。見解を伺いたい。

1 米を中心とする担い手は、多様な消費者ニーズに即応し、安全・安心ニーズに応える環境保全型農法、低コストを目指した直播農法の導入、加工品の開発・販売等の取組みも含め、主体的判断に基づき創意工夫を行い、多様な生産に取り組むことが重要である。

しかしながら、米については、消費の減少により全体需給が緩和している中で、米価が下落し、経営規模の大きい担い手ほど経営に与える影響が大きくなっており、担い手を含めた稲作経営の安定を図るためには、生産調整により需給の均衡を図り、米価を安定させることが必要である。

2 このため、これまでも国として産地づくり対策等により米の生産調整について支援してきたところであり、地域の担い手を明確化してその担い手に施策を集中的・重点的に実施する認定農業者制度においても、農業経営改善計画の認定要件の一つである「その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること」について、生産調整対策が考慮されていない計画は、認定要件に該当すると認められないとの考え方を示し、生産調整対策との整合を図った運用を行ってきたところである。

米の消費の減少が続く、米価が下落する状況にある以上、生産調整対策と認定農業者制度との関係について、引き続き現在の運用を続けることが担い手の経営安定を図る上で必要と考えている。

問 1-5-(1)

先物市場の利用により販売価格のリスクヘッジが可能であることから、コメ先物市場は、今後、農業経営者に価格変動への対応が求められる中、農業経営の安定化に不可欠なものと考えられるが、見解を伺いたい。

(答)

コメの先物取引の試験上場については、平成17年12月に東京穀物商品取引所及び関西商品取引所からの申請がなされ、農林水産省は商品取引所法に基づいて審査したところである。

その結果、米の先物取引をする商品市場を開設することは、生産調整に参加するか否かにかかわらず、すべての生産者に先物取引を通じた販売を可能とすることとなり、明らかに、生産調整への参加を要件とした施策を実施することにより、生産調整への参加を誘導している現在の政策とは整合性を保てないこととなることから、現段階でコメの上場を認めることは、生産調整の円滑な推進、ひいては生産に著しく支障を及ぼす恐れがあるため、平成18年4月12日付けをもって、不認可としたものである。

このような状況について、特段の変化はしていないものと認識しており、今後、米の先物上場に係る定款変更の申請がなされれば、その内容を踏まえ、商品取引所法の規定に基づいて適切に判断することとなる。

問 I-5-(2)

販売価格のリスクヘッジが可能となれば、安心して規模拡大の計画を立案できるようになり、農地の集積にも寄与するものと考えられるが、見解を伺いたい。

(答)

コメの先物取引の試験上場については、平成17年12月に東京穀物商品取引所及び関西商品取引所からの申請がなされ、農林水産省は商品取引所法に基づいて審査したところである。

その結果、米の先物取引をする商品市場を開設することは、生産調整に参加するか否かにかかわらず、すべての生産者に先物取引を通じた販売を可能とすることとなり、明らかに、生産調整への参加を要件とした施策を実施することにより、生産調整への参加を誘導している現在の政策とは整合性を保てないこととなることから、現段階でコメの上場を認めることは、生産調整の円滑な推進、ひいては生産に著しく支障を及ぼす恐れがあるため、平成18年4月12日付けをもって、不認可としたものである。

このような状況について、特段の変化はしていないものと認識しており、今後、米の先物上場に係る定款変更の申請がなされれば、その内容を踏まえ、商品取引所法の規定に基づいて適切に判断することとなる。